

## 和歌山市長賞交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、芸術、文化、スポーツ活動等において顕著な功績のあった個人又は団体に対しその榮譽を讃えるため、和歌山市長賞（以下「市長賞」という。）を贈り表彰することとし、その表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

### (交付基準)

第2条 市長賞は、次に掲げる条件を全て満たす事業を行う者に対して交付する。ただし、市長が市政の発展に特に寄与すると認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内を主な開催地とする事業
- (2) 市民が参加する事業
- (3) 参加人数が30人以上の事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業のいずれかに該当すると市長が認める事業に対しては、市長賞は交付しないものとする。

- (1) 特定の思想、宗教又は政治団体について宣伝し、又は支持する事業
- (2) 特定の事業者の営利又は商業宣伝を目的とした事業
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) 暴力団（和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）と関係のある事業

### (交付内容)

第3条 市長賞は、市長名により賞状を交付する。この場合において、市長が必要と認めるときは、賞状に加え市長賞として楯、トロフィー、カップその他の副賞を交付することができる。

2 一つの大会等において年齢別、階級別その他の区分があるときは、その区分に応じてそれぞれ市長賞を交付することができる。

### (交付制限)

第4条 市長賞の交付は、同一の年度において同一の者に対し、2回までとする。ただし、全国規模で実施する事業又は特に市長が認める事業については、この限りでない。

### (交付申請)

第5条 市長賞の交付を受けようとする者は、事業を開始する日の30日前までに申し込まなければならない。

2 申込みは、市長賞授与事業申請書（別記様式第1号）によることができる。

### (交付の承認)

第6条 市長は前条の申請があったときは、申請内容を審査し、市長賞の交付を決定したとき、前条の申請を行った者に市長賞を交付するものとする。

### (交付の取消し)

第7条 市長は、市長賞の交付を決定した後であっても、事業が第2条第2項各号に掲げる事業に該当するに至ったと市長が認めるときは、市長賞の交付の決定を取り消すことができる。

### (交付の報告)

第8条 市長賞の交付を受けた者は、事業の終了後、速やかに市長賞授与事業実績報告書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(宛先) 和歌山市長

団 体 名  
 所在地(住所)  
 代 表 者  
 連 絡 先 ( ) -

市長賞授与事業承認申請書

和歌山市長賞交付要領第6条の規定により、次のとおり申請します。

事業の名称			
主催者			
開催趣旨			
連絡先(担当者)	住所 氏名	電話 ( ) -	
開催期日	年 月 日( )から 年 月 日( )まで		
開催場所			
表彰日時	年 月 日( ) 午前・午後 時 分から		
参加予定人数 (うち和歌山市民の 参加予定人数)	( 人 )	受取希望日	年 月 日( )
希望するもの	<input type="checkbox"/> 賞状 _____ 枚 *賞状の日付は <input type="checkbox"/> 年 月 日 と記入してください <input type="checkbox"/> 空欄にしてください <input type="checkbox"/> 賞品(楯・トロフィー・カップ・その他 [ ]) _____ 個		
過去の実績	<input type="checkbox"/> 有 ( 年 月 日 ) <input type="checkbox"/> 無		
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業実施要項(チラシ、パンフレット等) <input type="checkbox"/> 参加者名簿		

（宛先）和歌山市長

団 体 名  
 所在地（住所）  
 代 表 者  
 連 絡 先（ ） ー

市長賞授与事業実績報告書

和歌山市長賞交付要領第9条の規定により、次のとおり実績を報告します。

事業の名称	
主催者	
連絡先（担当者）	住所 氏名 電話（ ） ー
開催期日	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
開催場所	
表彰日時	年 月 日（ ）午前・午後 時 分から
参加者数	人
事業の成果	
市長賞受賞者の氏名 および成績の概要	（※成績表を添付いただいても結構です。）